

図書館は、公共施設の削減の対象として適当か

ー 法律・市の計画・利用の実態から ー

「羽ノ浦図書館・那賀川図書館を守る会」 2026 年 8 月作成

■ 守る会の考え

羽ノ浦図書館・那賀川図書館は、削減の対象として適当ではないと考えています。法律上の根拠があること、市ご自身の計画で「誘導施設（補完型）」に位置づけられていること、近くに代わりがないこと、今も使われていること。この 4 つが理由です。

■ 理由① 図書館法と市の条例にもとづく施設です

図書館法は、公立図書館の設置に関する事項を条例で定めることとしています。阿南市にも阿南市立図書館条例があり、羽ノ浦図書館・那賀川図書館は、この条例にもとづいて設置された施設です。

一度設置した図書館を廃止する場合には、条例の改正が必要であり、市議会の議決が必要になります。

根拠	内容
図書館法 第 1 条	図書館の設置と運営を通じて、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として定める
図書館法 第 3 条	資料の収集・整理・保存、貸出、司書による相談など、図書館が行うサービスを定める
阿南市立図書館条例	図書館の設置と設置目的を定める。廃止には市議会の議決が必要

図書館の機能を大きく変えることが、条例の定める設置目的とどのように整合するのか。この点を、市にご説明いただきたいと考えています。

■ 理由② 市の立地適正化計画での位置づけ

阿南市が策定した立地適正化計画では、羽ノ浦図書館・那賀川図書館が「誘導施設（補完型）」として位置づけられています。那賀川図書館については「既存施設の保全、充実を図る」、羽ノ浦図書館については「欠かせない学習支援施設」と記載されています。

立地適正化計画（平成 31 年 4 月）の記載	「図書のみち阿南」構想（2026 年 3 月）が示す案
両図書館を「誘導施設（補完型）」として位置づけ	「読書テラス」へ移行
那賀川図書館は「保全、充実を図る」、羽ノ浦図書館は「欠かせない学習支援施設」	蔵書は新中央図書館へ移管、職員は 22 名から 7 名へ

この 2 つがどのように結びつくのか、市のご説明をお伺いしたいと考えています。

■ 理由③ 遠くなると、行けなくなる方がいます

「中央図書館に集約する」という考え方があるとしても、羽ノ浦・那賀川地区にお住まいの方にとって、中央図書館が現実の代わりになるとは限りません。

利用される方	中央図書館へ行けるか	理由
小学生以下の子ども	難しい	保護者の付き添いが必要。距離が遠い
高齢の方	難しい	免許の返納、公共交通の便
障がいのある方	難しい	移動の負担が大きい

図書館は、歩いて行ける距離にあることそのものが、値打ちの一部だと考えています。

■ 理由④ 今、使われている施設です

見直しの対象として適当な施設は、需要がなくなった施設や、ほとんど使われていない施設ではないでしょうか。羽ノ浦図書館・那賀川図書館は、今も市民が日常的に利用しています。令和6年度は、2館で約44万冊が貸し出されました。

2025年10～11月に阿南市が行った意見募集には184件の意見が寄せられ、その多くが羽ノ浦・那賀川両図書館の存続を求めるものでした。守る会にも698件のご意見が寄せられ、2,695筆の署名を市にお届けしています。

「人口が減るから施設を減らす」という一般論と、「この図書館を減らしてよい」という具体的な判断とは、別の問題ではないでしょうか。

■ まとめ

判断の基準	羽ノ浦・那賀川両図書館	見直しが適当な施設の例
法的な設置根拠	あり（図書館法・市の条例）	なし（任意の設置）
立地適正化計画での位置づけ	誘導施設（補完型）	位置づけなし
近くに代わりがあるか	近隣になし	徒歩圏に類似施設あり
現在の利用	稼働中。2館で年間約44万冊の貸出	低利用・需要が消失
市民の意見	意見募集184件・存続を望む声が多数	—

■ 守る会が願っていること

公共施設全体の見直しが必要な課題であることは、守る会も理解しています。そのうえで、法律にもとづいて設置され、市ご自身の計画でも「誘導施設（補完型）」に位置づけられ、今も使われている施設については、慎重にご検討いただきたいと考えています。

羽ノ浦図書館・那賀川図書館を、これからも図書館法に基づく「図書館」として残していただきたい。市とご一緒に、よりよい方法を探していければと願っています。

【出典】図書館法、阿南市立図書館条例、阿南市立地適正化計画（平成31年4月）第4章、「図書のまち阿南」構想（2026年3月阿南市）、阿南市立図書館「図書館統計」令和6年度、阿南市「図書のまち阿南」構想に関する意見募集の結果。署名2,695筆・ご意見698件は2025年11月27日に市へお届けしたものです。